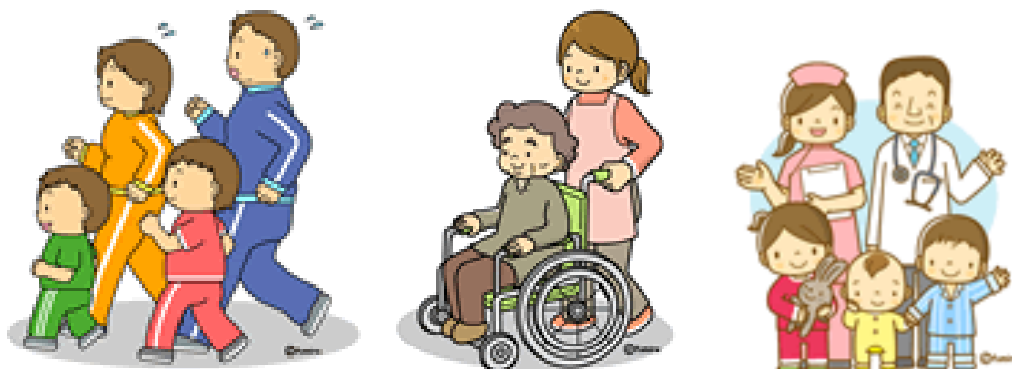


第3章

元気と心がよう安らぎを育む

〈健康・福祉〉



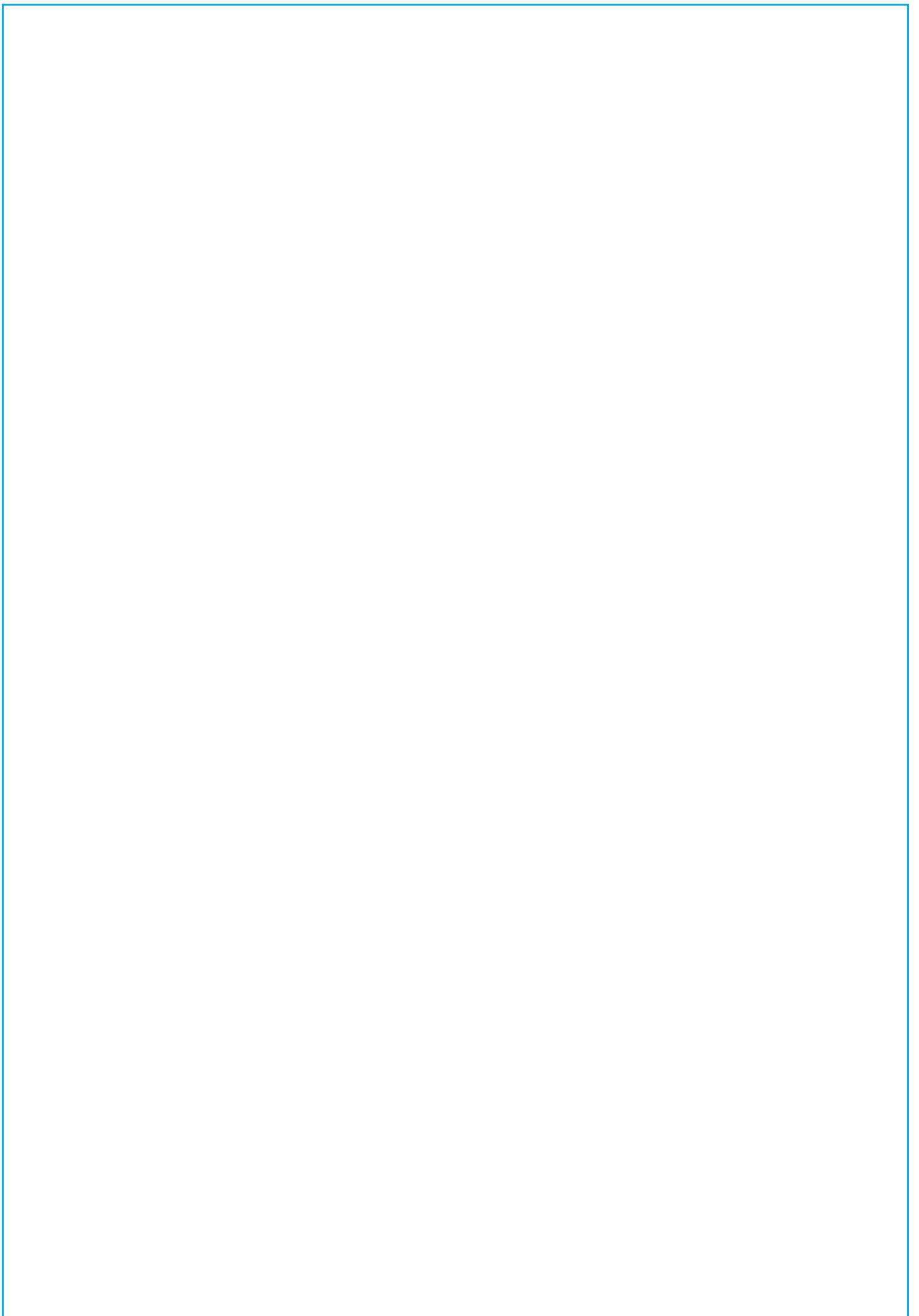
○ 実行計画の見方

- ・まちづくりアクションプログラムにおける実行計画については、平成23年度～30年度の8年間を見すえながら、平成23～26年度の4年間の前期計画での取り組みを示しています。

- ・実行計画における「重点施策」「まちづくり戦略」については・・・
重点施策：平成23年度～26年度までの4年間で取り組む分野別前期計画のなかで重点的に取り組むべき施策

まちづくり戦略：基本構想の将来像の実現、定住化に向けて、平成23年度～30年度までの8年間で取り組むべき事業

まちづくり戦略については、取り組みのなかで「◎」で表現してあります。



第3章 元気と心かよう安らぎを育む

〈健康・福祉〉

第1節 生き生きと暮らせるまちづくり

1. 健康づくりと地域医療 「3-1-1」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

子どもからお年寄りまで、各世代における支援体制が総合的に整備され、生き生きとした笑顔があふれています。

〔基本目標〕

町民が健康で安心した生活を送るため、町の健康づくりの状況を把握しながら、多様化、高度化する健康・福祉の町民ニーズに対応した健康づくりを進めます。

また、子どもからお年寄りまでそれぞれの段階に応じて、総合的できめ細かなサービスを可能とする保健・福祉・医療の総合的な連携体制づくりを進めます。

町民だれもがいつでも適正な医療を受けられるように関係医療機関と連携して地域医療体制を確立するとともに、救急医療体制の充実を図ります。

これらの施策に取り組むための行動計画である「健康増進計画」を策定します。

〔現況と課題〕

- これからの長寿社会を明るく健康で過ごせるよう、町民の健康に対するニーズが高まってきています。
- 「自らの健康は自らまもり、つくる」を基本に、乳幼児から高齢者までの健康管理指導體制の充実に努めてきました。
- 健康づくり支援体制の充実と、町民ニーズに対応した健康づくり事業の充実・強化を図っていく必要があります。
- 急速な高齢化が進行するなかで、生活習慣病予防や介護予防などへの取り組みが重要な課題となってきています。健康福祉センターや弥勒寺地域集会施設等での集団健診のほか、各種健診を実施していますが、受診率の向上と受診後の保健指導體制の強化が必要です。
- 松田町には県立足柄上病院のほか7つの医院、8つの歯科医院がありますが、身近で質の高い医療が受けられる体制の充実を図る必要があります。
- 休日診療においては足柄上地区休日急患診療所にて、また、休日夜間診療においては広域圏で組織する病院群輪番制事業^(※1)による輪番制で対応しています。
- 県立足柄上病院では、医師不足による分娩制限があり、分娩を取り扱う医療機関の確保など周産期医療体制^(※2)の確保が求められています。
- 松田町は定住化対策のため、先進的に集団検診に取り組んでいます。

*1 病院群輪番制事業：県西地区では、圏域内の10病院の協力を得て、年間を通して輪番により交替でその体制を整えている。

*2 周産期医療体制：妊娠22週から生後満7日未満までの期間を「周産期」といい、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性があるため、周産

期を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、特に「周産期医療」と表現されている。

〔基本目標指標〕

項目	平成 22 年 (平成 21 年度実績)	平成 26 年目標
がん検診の受診率の向上①	13.8%	17.9%
がん検診の受診率の向上② 男性のがん	17.4%	22.6%
がん検診の受診率の向上③ 女性のがん	23.3%	30.3%

① 胃がん、大腸がん、肺がんの検診受診率の平均

② 前立腺がん検診の受診率

③ 乳がん、子宮頸がんの検診受診率の平均

〔実行計画の内容〕

施策	①母子保健対策										
方針・目標	各健診の充実に努め、妊娠中から乳幼児期まで一貫した保健サービスを提供します。 育児不安をもつ保護者などを支援し、安定した育児と子どもの健やかな成長を促すため、育児相談・健康相談・家庭訪問事業の充実に図ります。また、思春期における育児体験教室などの母性育成支援などの事業を進めます。										
	取り組み	実施主体	実施期間								
			23	24	25	26	27	28	29	30	
	健康教育事業の実施	町	事業の参加啓発				▶				
	健康診査の実施	町	受診率の向上				▶				
	育児相談の充実	町	相談事業の推進				▶				
	未熟児、乳児訪問等の訪問指導事業の強化	町	訪問指導事業の推進				▶				
	幼児家庭全戸訪問事業の推進	町	訪問事業の推進				▶				
	養育支援家庭訪問事業の推進	町	訪問事業の推進				▶				

施 策		⑤医療体制の充実と連携							
方針・目標		だれが必要なときに適切な情報を得て、適正な医療が受けられるよう、地区医師会等と連携し、地域医療体制の整備・充実に努めます。 また、医師会の協力のもと、病院群輪番制病院による第二次救急医療体制を継続し、救急の診療体制の充実に努めます。 さらに災害時に備え、医師会・歯科医師会・社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会などの関係団体と連携を図り、今後の方針決定の参考とする会議を開催します。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
医療関係機関との連携強化	医療機関 町	医療関係機関との 連携強化				→			
休日急患診療所などの救急医療体制の充実	医療機関 町	医療体制の推進				→			
災害時医療のための連携強化	医療機関 町	連携強化				→			

施 策		⑥医療体制の整備							
方針・目標		国民健康保険診療所の医療機器の導入や施設整備を進め、地域医療に即した適正な治療に努めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
国保診療所の施設整備	町	機器導入・施設 整備				→			

施 策		⑦健康増進計画と健康づくりプログラムの整備							
方針・目標		町民の健康づくりの指標とするため、健康増進法にもとづく健康増進計画の策定を行うとともに、健康づくりプログラムを作成します。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
健康増進計画の策定・推進	町	計画策定				計画推進			
健康づくりプログラムの作成・実施	町民 町	プログラムの作成				計画の実施・推進			



2. 地域福祉「3-1-2」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

町民一人ひとりが様々な形で福祉活動に携わり、共に支え合いながら、だれもが安心して生活が送れる地域が形成されています。

〔基本目標〕

地域では様々な人々が暮らしており、人を思いやる意識が大切であり、子どもから高齢者まで人と人とが触れ合い、相互の理解を深め、つながりのある地域づくりの支援に努めます。

〔現況と課題〕

- 地域社会の取り巻く状況は、少子高齢化や核家族化の進行、価値観の多様化、地域における町民同士のつながりが希薄化したことにより、様々な生活課題が生じ、町民の福祉のニーズが多種多様となってきています。
- 多種多様な福祉ニーズに対応するため、町を中心とする福祉サービスの充実はもちろんのこと、地域での「ささえあい」「たすけあい」など、地域を拠点とした新たな取り組みを進めていく必要があります。
- 地域での福祉を推進するため、町民一人ひとりの福祉に対する意識を高めていくとともに、担い手の育成を含めて社会福祉協議会や民生委員児童委員、ボランティア等の協力・支援をもとに、地域で町民同士の協働による福祉を推進していく体制の整備が必要とされています。
- ふれあい計画は家庭や地域のなかで、安心した生活がおくれる地域福祉をめざすための計画です。

〔基本目標指標〕

項目	平成 22 年	平成 26 年目標
ふれあい相談員の配置 ^(*1)	3 人	6 人
地域の茶の間の活動数 ^(*2)	6 箇所	12 箇所

*1 ふれあい相談員：地域福祉を推進するため、地域のなかで福祉活動をおこなう体制づくり、町や社会福祉協議会等の関係へのつなぎ役をおこなっていただく方。

*2 地域の茶の間の活動：自宅のお茶の間にいるような気分で、お茶飲み会やレクリエーションなどをして自由に過ごせる場所を地域のなかにつくり出そうとするもので、地域集会施設などを利用して活動するもの。

〔実行計画の内容〕

施 策		①町民主体の地域づくり 〈重点施策〉									
方針・目標	住みよい地域にするため、地域住民自らが参加し、お互いに協力し、支え合うまちづくりをふれあい相談員や社会福祉協議会と協働して支援します。 地域を基本とするふれあい相談員の育成と配置を進めます。										
	取り組み	実施主体	実施期間								
			23	24	25	26	27	28	29	30	
ふれあい相談員の育成・配置		社会福祉協議会 町	相談員の育成 ■				■				
			相談員の配置 ■								
地域の茶の間活動の推進、場づくり		町民 町	活動の場づくり ■				■				
◎まちづくり戦略 地域主体の「たすけあい」「ささえあい」活動の確立 (例: 買い物、ごみ出し等のたすけあい活動)		町民	活動の確立・推進 ■				■				

施 策		②各種団体が協働する体制づくり									
方針・目標	社会福祉協議会や民生委員児童委員、ボランティア団体等との連携を強化し、地域福祉活動を支援します。										
	取り組み	実施主体	実施期間								
			23	24	25	26	27	28	29	30	
情報交換会の設置		町民 関係機関 町	検討 ■				■				
			情報交換会設置・				推進 ■				

施 策		③ふれあい計画の改定									
方針・目標	家庭や地域のなかで、その人らしい安心した生活がおくれる地域福祉をめざすため、平成21年度に策定したふれあい計画を検証し、新たな課題に取り組むため、計画の改定を進めます。										
	取り組み	実施主体	実施期間								
			23	24	25	26	27	28	29	30	
ふれあい計画の改定		町	見直し 改定 ■				■				
			事業の推進 ■				見直し 改定 ■				

3. 社会保障 「3-1-3」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

社会保障が充実し、住みなれた地域で生涯を通じて健康で安定した生活が送られ、元気に暮らすことができる長寿の町。

〔基本目標〕

介護や支援が必要な方に対して、適切なサービスが提供できるよう介護保険制度の適正な運用を図るとともに、要介護認定者の増加を抑制するよう介護予防事業の充実を図ります。

また、介護サービス利用者が安心して利用できる体制づくりを進めます。

わが国の社会保障制度の根幹をなす国民健康保険の充実を国に対して要請していくとともに、医療費の抑制や収納率の向上を図り、町民が安心して医療を受けることができるよう、その適正な運用を進めます。

〔現況と課題〕

- 高齢化率が 26%を超え、要介護認定者の増加にともない介護給付費などの増大が見込まれており、介護保険財政の安定した運用を進めていく必要があります。あわせて、介護保険サービスの量と質の適正な確保をしていく必要もあります。
- 要介護認定者の約 30%は、要支援 1・2、要介護 1 レベルと比較的軽度の方が占めており、こうした人を重症化させない介護予防事業の充実が望まれています。
- 要介護認定者以外の高齢者の健康維持に向けた介護予防事業を重視していくとともに、地域包括支援センター機能の充実や相談から介護予防事業、介護予防アセスメント等を包括的に展開し、小さな町ならではの目のいき届くサービスの提供を進めて行く必要があります。
- 高齢者一人ひとりのニーズが多様化してきており、適正な情報提供をしていくとともに、多様な町民ニーズに対応していくために足柄上病院や町内医療機関、介護保険事業所、足柄上保健福祉事務所、NPO法人、自治会などを活用し、連携を図り、利用者本位の途切れのないサービス提供を進めていく必要があります。
- 急速な高齢化や生活習慣病の増加、高度医療技術の進歩などにより医療費が増加してきている一方で、高齢者や低所得者の高い加入率や保険税の収納率の伸び悩みなど、国民健康保険における健全な運営に向けた対応を検討していく必要があります。
- 平成 20 年 4 月に創設された後期高齢者医療制度においては、平成 25 年度から導入が予定されている新しい医療制度に問題なく対応していく必要があります。

〔基本目標指標〕

項目	平成 22 年	平成 26 年目標
介護・支援を必要としない高齢者の割合	87%	89%

〔実行計画の内容〕

施 策		①介護保険の充実							
方針・目標	介護が必要なときに希望するサービスの提供と、保険料の増加抑制をふまえて、サービス量を適切に見込む介護保険計画を3年毎に改定し事業を推進するとともに、介護保険事業特別会計の健全な運用を図ります。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
介護保険計画の改定・推進	町	計画改定		計画改定		計画改定			
介護保険料の収納率の向上	町	収納対策の推進							

施 策		②介護サービスの適正な提供と利用体制づくり							
方針・目標	介護保険利用者のニーズに応じたサービスの量と質の確保のため、定期的に事業所指導を行い、あわせて制度の適正な利用を促す個別通知等を実施します。 また、介護サービス利用者が安心して利用できるよう、利用者の立場にたった相談事業の充実に努めます。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
事業者指導	関係機関 町	事業の評価・見直し				事業の推進			
介護給付適正化事業	町	事業の評価・見直し				事業の推進			
介護相談員事業	町	事業の評価・見直し				事業の推進			

施 策		③地域包括支援センター機能の強化							
方針・目標	要介護状態にならないよう介護予防事業を進めるとともに、介護が必要になっても重症化を防ぎ、また要介護にともなう様々な相談を受け調整を図る地域包括支援センターの機能の強化に向けて、事業内容の見直しや委託した方が効果が望める事業については、外部委託の検討を進めます。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
相談窓口の充実	地域包括支援センター町	事業の推進				事業の推進			
地域包括支援センター業務の現状分析と関係機関との調整	地域包括支援センター町	外部委託の検討		事業の評価・見直し		事業の推進			
地域支援事業 ^(*1) の充実	地域包括支援センター町	外部委託の検討		事業の評価・見直し		事業の推進			

*1 地域支援事業：要支援・要介護状態になることの予防（介護予防）を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント^(*2)機能を強化するための事業で大きく3つの事業があります。

- ・ 介護予防事業（運動器の機能向上事業・栄養改善事業・火曜体操会・筋力トレーニング事業等）
- ・ 包括的支援事業（介護予防マネジメント等）
- ・ 任意事業（成年後見制度の利用援助事業等）

*2 マネジメント：組織目標を達成するために与えられた人、物、時間、情報（技術）といった経営資源をいかに効率的に活用していくかを考えていくことであります。

施 策		④国民健康保険の充実							
方針・目標	国民健康保険財政の健全化を図るため、保険税の適切な賦課・徴収に努めるとともに、レセプト点検の充実など、適正な医療費の支出に努めます。広報などによる啓発活動や健康づくり活動を進め、健康についての自己管理意識の高揚を進めます。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
保険税の見直し	町	事業の評価・見直し				事業の評価・見直し			
医療費支出の適正化	町	事業の評価・見直し		事業の推進					
制度改正の準備	町	事業の評価・見直し		事業の推進					
健康づくり活動の推進	関係機関町	事業の評価・見直し		事業の推進					

施 策		⑤後期高齢者医療の充実							
方針・目標		福祉施策と連携した広域高齢者医療制度の安定的な運営を促進します。 医療費の節減による財政の健全化を進めます。							
取 組 み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
広域化に向けた制度の見直し	関係機関 町	事業の評価・見直し ■ ■ ■ ■ ▶				事業の推進 ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ▶			



第2節 多様な福祉サービスの提供

1. 児童福祉 「3-2-1」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

子ども手当、小児医療の充実で、安心して子どもを産むことができ、保育園や学童保育の施設の整備により、入所希望に対応できるため、子育て環境が整っています。

〔基本目標〕

次代を担う子どもたちが、健やかに育つため、保育サービスの充実や学童保育の整備を図り、安全・安心な暮らしを守るための環境づくりを進めます。

〔現況と課題〕

- 核家族や共働き世帯が増え、地域における連帯感が薄れ、家庭や地域における養育機能が低下しているなかで、保護者の子育てに関する相談や交流の場としての子育て支援センター、地域の保育機能を補完する役割を担うファミリーサポート事業などを中心に子育て支援に取り組んでいます。
- 保護者の就労時間の多様化にともなう保育時間の延長、職場へ早期復帰するための乳児保育を充実し、子育てのしやすい環境づくりを進めています。
- 平成22年3月に策定した「松田町次世代育成支援行動計画後期計画」にもとづき、すべての子どもと子育て家庭への支援に取り組んでいく必要があります。
- 児童の虐待防止対策では、早期発見と早期対応が求められており、要保護児童対策地域協議会の開催や児童相談員の活用を進める必要があります。
- 就学前児童に比べ、就学児童の母親の就労比率が高くなってきており、年々増加する傾向にある学童保育の利用に対応した施設の整備の検討を進めていく必要があります。
- 小児医療費支援対象者は、かつては中学校就学前までに変更しました。今後少子高齢化の対策として拡大の検討が必要となっています。

〔基本目標指標〕

項目	平成22年	平成26年目標
ファミリーサポート松田登録会員数	196人	240人
学童保育利用者数	47人	53人



〔実行計画の内容〕

施 策		①地域における子育ての支援							
方針・目標		次代を担う子どもたちが、地域のなかで、健やかに生まれ育つことができるよう支援し、総合的な子育て支援サービスの充実に努めます。学童保育の推進として、施設の整備を進めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
ファミリー・サポートセンターや子育て支援センター事業の充実	町	事業の啓発・推進				→			
学童保育の推進	町	施設の検討		施設の整備		学童保育の推進			

施 策		②保育サービスの充実							
方針・目標		利用者の生活実態や多様化するニーズを踏まえ、保育施設の整備やサービスの充実を図ります。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
保育施設の整備・推進	関係団体 町	検討		施設の整備		保育の実施			
延長保育や乳児保育の充実	関係団体 町	事業の見直し		保育の実施					

施 策		③経済的な支援の充実 〈重点施策〉							
方針・目標		子どもを持ちたいという親の願いを十分かなえられるように、子育て家庭に対する経済的支援を進めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎まちづくり戦略 小児医療費の助成・支援対象の検討	県 町	事業の検討		事業の推進					
◎まちづくり戦略 子ども手当の支給	国 (県) (町)	事業の推進							
ひとり親家庭等の医療費助成	県 町	事業の推進							

2. 高齢者福祉 「3-2-2」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

健康づくりや介護予防の取り組みを推進し、高齢者の尊厳を維持し、元気に生きがいをもって生活できる地域の実現。

〔基本目標〕

超高齢社会を迎え、介護が必要とする方だけでなく、高齢者一人ひとりのニーズに対応した支援を進めます。

また、身体機能や心の健康を維持するための施策の実施や、ともに生き、ともに支えあう地域づくりに取り組みます。

〔現況と課題〕

- 高齢化率が26%を超え、4人に1人以上が65歳以上になっています。要介護認定者の増加や高齢独居、高齢世帯が増加し、老老介護や認知症の増加など、様々な問題が生じています。認知症高齢者支援対策や、ともに生き、ともに支えあう仕組みづくりや、要介護状態にならないよう支援する施策に取り組む必要があります。
- 前期高齢者と後期高齢者の割合は6対4で、医療費なども後期高齢期で急増し、前期高齢期から健康や生きがいを維持・継続できるよう支援していく必要があります。年齢とともに低下する身体レベルにともない、室内外を問わず安全を確保する施策に取り組んでいく必要があります。
- 介護認定を受けてなくても通院をしていたり、高齢独居や高齢世帯等の不安を抱えて生活している方も増えてきており、相談窓口や地域住民による互助機能の充実を図っていく必要があります。
- 生活様式や町民ニーズが多様化してきており、生涯現役をめざし、生活の質を維持できるよう一人ひとりのニーズに対応した支援を進めていく必要があります。

〔基本目標指標〕

項目	平成22年	平成26年目標
認知症サポーター ^(*) 数	20人	100人
介護予防サービス参加者の心身機能改善評価（良くなった人の割合）	25%	30%

* 認知症サポーター：認知症サポーター養成講座を受けた人を「認知症サポーター」といいます。講座を通じて認知症を正しく理解することで、日々の暮らしに活かし自分にできる範囲で認知症の人やその家族を応援するのが認知症サポーターです。

〔実行計画の内容〕

施 策		①高齢者福祉の充実							
方針・目標	要介護状態にならないための施策や高齢化にともない、必要となる日常生活の支援の取り組みのなかで、介護保険以外の高齢者福祉サービスの指針となる高齢者福祉計画の改定を3年毎に進めます。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
高齢者福祉計画改定・推進	町	計画改定		改定		改定			事業の推進

施 策		②認知症高齢者支援対策 〈重点施策〉							
方針・目標	<p>認知症に対する知識の普及を進め、偏見をなくし、地域で暮らす認知症の方やその家族が、安心して暮らし続けることができるよう認知症サポーター事業を実施します。</p> <p>認知症で判断能力が乏しくなってきたことにともない、日常生活や金銭管理が不十分な高齢者を支援します。</p> <p>在宅で認知症の方を介護する介護者に、レスパイトサービス^(*)の導入を検討していきます。</p>								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
やすらぎデイサービス事業	社会福祉協議会 町	事業の評価・見直し				事業の推進			
◎まちづくり戦略 認知症サポーター事業	地域包括支援センター 町	事業の評価・見直し				事業の推進			
高齢者虐待防止普及啓発事業	地域包括支援センター 町	事業の評価・見直し				事業の推進			
成年後見制度利用支援事業	地域包括支援センター 町	事業の評価・見直し				事業の推進			
地域包括支援センターの相談機能の充実	地域包括支援センター	事業の評価・見直し				事業の推進			
介護家族支援	地域包括支援センター 町	事業の評価・見直し				事業の推進			

* レスパイトサービス：介護を要する高齢者や障害児・障害者を、一時的に預かって家族の負担を軽減するサービス。

3. 障害児・障害者福祉 「3-2-3」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

障害児・障害者が社会の一員として、自分らしく自立した生活が送れる地域社会が形成されています。

〔基本目標〕

障害のある人ない人に関わらず、だれもが社会の一員として地域のなかで、普通に生活できる社会を障害児・障害者、地域、町がともにつくる、共生・協働する社会の実現をめざします。

〔現況と課題〕

- 障害の重度化や重複化のほか、高齢化も進んでおり、個々のニーズに合った自立支援のためのサービスを進めるとともに、町民の障害児・障害者に対するノーマライゼーション^(*)の意識の啓発が求められます。
- 障害児・障害者が地域のなかで、ともに生活していくための生活環境や支援体制を整えていくほか、自立や社会参加に向けた行政や地域社会の支援とともに、地域への生活の移行や就労支援などを進めていく必要があります。

* ノーマライゼーション：障害を持った人も持っていない人も、高齢の方も若者も、すべての人が区別されることなく社会生活をともにすること。

〔基本目標指標〕

項目	平成 22 年	平成 26 年目標
在宅障害福祉サービス利用対象者数	54 人	64 人
障害児・障害者に関する相談延べ件数	554 件	595 件



〔実行計画の内容〕

施 策		①相談・支援事業の充実							
方針・目標		障害の予防と早期発見のため、町社会福祉士や相談支援機関等の専門的な相談受付の実施や定期的な相談日の拡充に努めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
障害の予防や早期発見・早期療育の充実	町	事業の拡充・促進				■■■■■■■■■■▶			

施 策		②福祉サービスの充実							
方針・目標		障害児・障害者が在宅で生活できるように、サービスを推進するとともに医療や装具の費用についても支援します。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
重度障害者の医療費助成	県町	事業の見直し ■■■■■■■■■■▶				事業の推進 ■■■■■■■■■■▶			
自立支援法によるサービスの推進	県町	事業の見直し ■■■■■■■■■■▶				事業の推進 ■■■■■■■■■■▶			
地域生活支援事業の給付の促進	県町	事業の評価・見直し ■■■■■■■■■■▶				■■■■■■■■■■▶			

施 策		③自立への社会環境づくり							
方針・目標		障害児・障害者の雇用や就労の場所を確保するため、関係機関と協力して、支援に努めます。 障害者地域作業所すみれの家の、足柄上郡共同法人化の推進に努めます。							
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
障害者機能訓練・社会参加支援事業の促進	関係機関町	事業の推進				■■■■■■■■■■▶			
障害者地域作業所すみれの家の広域的法人化の促進	関係機関町	法人化 ■■■■▶				法人への支援 ■■■■■■■■■■▶			

施 策		④障害者福祉計画の改定・推進							
方針・目標	ノーマライゼーションを基本理念のもと、平成 18 年度に策定した障害者福祉計画の改定を行い、より一層の在宅福祉サービスの充実、社会参加への支援を推進します。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
障害者福祉計画の改定・推進	町	計画改定 ■▶				計画改定 ■▶ 事業の推進 ■■■■■■■■■■▶			